

# サッカー広場 利用許可申請書

	許可番号	
利用目的	(大会名)	
利用者名又は責任者名		電話番号
利用人員	名 チーム数 ( ) ※ (うち障害のある方 ( ) 名)	
利用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
※ 利用料金	金 円	
※ 利用料金の減免理由		
場所	A面 (コート) B面 (コート) C面 (コート)	
石灰・ペイント料金	袋 円	面 円
備考	( )小学生 ( )中学生 ( )高校生 ( )一般 チーム名 ( )	
利 用 条 件		
<p>(1) 利用料金は、A面、B面、C面とも、1時間あたり1コート840円とする。 (1時間未満は、1時間として計算する。)</p> <p>(2) 利用許可を受けようとする場合は、利用料金をあらかじめ納付し、利用券の交付を受けるものとする。なお、既納の利用料金は原則として返還しない。</p> <p>(3) 利用券の交付を受けた者は、更衣室、シャワー室を利用することが出来る。なお、更衣室のカギはチーム責任者で管理し、1室2団体までの利用とする。</p> <p>(4) 一つの団体へA面、B面、C面の同時利用は原則として許可しない。ただし、特別な事情がある場合、公園管理上支障が無いと認められるときは、許可することがある。</p> <p>(5) 道具類の貸出は、原則として行わない。(ただし、線引器を除く。)</p> <p>(6) 道具類の搬入に伴う車両の乗り入れは原則禁止する。</p> <p>(7) 利用を中止し、または変更する場合は、直ちに連絡すること。</p> <p>(8) プロパン等、火気の持ち込みは禁止する。火気を使用する場合は、別途許可を得ること。</p> <p>(9) スピーカー、あるいは拡声器を使用する場合は、公園の拡声器の機能を妨害しない程度に音量を保つこと。</p> <p>(10) その他、公園の係員の指示は必ず守ること。</p> <p>(11) 公園の管理運営に際し、一般の利用を制限(許可の取消、変更)することがある。</p> <p>(12) ラインを引く場合は、材料代実費納付(石灰 1,300円/袋、ペイント 中学生以上 11,000円/面 少年8,800円/面)する。</p>		
公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理 事 長 殿		
上記のとおり有料公園施設の利用許可を受けたいので、申請します。		
令和 年 月 日 申請者 住 所 氏 名		

備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 利用料金を前納しないことについて承認を申請する場合は、備考欄にその旨を記載してください。